

フランス債権法改正規定における 対価の確定性

上 井 長 十

はじめに

フランスでは債権法の改正構想がこの約15年間⁽¹⁾のうちに熟成され、2016年10月から新しい債権法が施行されるに至っている⁽²⁾。改正法の内容は、債権法規範における世界的なトレンドを意識しつつ、1804年法制制定以来培われてきた判例、学説の到達点をも刻み込んだものとなっている。もっとも、体系的な視点、個別的視点のいずれからも同改正法に対して修正を迫る意見が示されている。本稿ではこの両視点から様々な批評が展開されている契約の対価の確定性に関する改正法規範をめぐる議論状況を考察したいと思う。

ところで、フランス契約法では、契約関係における対価の確定性をめぐって、以下のようなことについて議論が繰り広げられてきた。すなわち、①対価は契約締結時に確定しているべきか②対価を契約当事者の一方の者が一方的に確定することができるか③客観的に対価的均衡を欠く契約に対して裁判官がその修正を図ることができるか、である。一方、契約不履行の債務者に対する普遍的なサンクションの手段として代金・報酬の減額(=修正)をそのリストに加えることができるかが問題とされてきた。

—従来の議論—

価格は確定可能でなければならない。契約の一方当事者が価格を確定することができる権限を持つという合意は確定可能ではない⁽³⁾、とするのがフランスにおける対価確定ルールの原則であった。しかし、契約成立時における対価の確定可能性の程度、あるいは確定方法をめぐり、旧民法⁽⁴⁾1129条および1591条の解釈問題として、とりわけ1970年代初頭から議論が深められてくるとともに、この原則に揺らぎが生じる。いわゆる枠契約関係におけるそこから生じる個別契約での一方当事者による価格決定の当否をめぐる議論であり、関連する判決も多数出され、1995年の大法廷判決で一応の決着が図られた⁽⁵⁾。同年の判決では肯定する立場を明らかにした。この判決が今回の価格決定に関するルール創設に一定の影響を及ぼしたことは立法者も自認するところである。その一方で、対価の確定については、いわゆる役務提供型契約において一方当事者による価格決定を認めるのが少なくともフランス民法典制定以後の確立された判例ルールであり、学説もこの点についてはおおた異論のないところである⁽⁶⁾。こちらの判例準則も債権法改正の項目リストに加えられており、前述の枠契約と同様に法文化された。確かに一見すると、対価の確定性

に関する論点について判例で確立された準則が条文化されたように見える。しかし、そこで定められている内容を注視すると、判例で確立されたこれら諸準則をそのまま法文化したと解することが難しい、むしろ判例準則との断絶、決別を宣言したかと思われるような規範が出現していることが判明する。以下では、対価の確定性について従来の判例準則を確認しつつ、今回の法改正によりこの議論について、立法者はどのようなメッセージを発しているのかを検証してみたい。

一 改正法における対価に関する規定

まず、旧法規定と2015年のプロジェ規定との簡単な対比を加えながら、対価について定めた改正法規定の紹介をする⁽⁷⁾。対価の確定方法に関する規定は、契約の有効要件について定めた規定群⁽⁸⁾中の契約の内容に関する1163条から1165条に配置されている。なお契約不履行のサンクションとしての代金減額は、1217条から始まる契約の不履行に関する規定群中の1223条⁽⁹⁾に配置されている。

1 対価の確定に関する2016年改正法規定

まず、対価の確定に関する改正法規定を原文に和訳を付したかたちで紹介する。価格の確定に関する新設規定は以下の3箇条である。

1163条

1項 L'obligation a pour objet une prestation présente ou future. 債務は、その目的に現実あるいは将来における給付を持つ。

2項 Celle-ci doit être possible et déterminée ou déterminable. 給付は可能であり、かつ、確定されているかもしくは確定

可能でなければならない。

3項 La prestation est déterminable lorsqu'elle peut être déduite du contrat ou par référence aux usages ou aux relations antérieures des parties, sans qu'un nouvel accord des parties soit nécessaire. 当事者間で新たな合意を必要とすることなく、給付内容を契約から、あるいは、慣習または当事者の過去の関係を基準にすることで、解釈できるのであるならば、その給付は確定可能である。

1164条

1項 Dans les contrats cadre, il peut être convenu que le prix sera fixé unilatéralement par l'une des parties, à charge pour elle d'en motiver le montant en cas de contestation. 枠契約において価格は一方当事者により確定されると合意することができる。価格について異議がある場合、確定者が正当理由を証明する。

2項 En cas d'abus dans la fixation du prix, le juge peut être saisi d'une demande tendant à obtenir des dommages et intérêts et le cas échéant la résolution du contrat. 価格決定において濫用がある場合、裁判官に損害賠償の訴えを、また必要な場合は契約の解除を、提起することができる。

1165条

Dans les contrats de prestation de service, à défaut d'accord des parties avant leur exécution, le prix peut être fixé par le créancier, à charge pour lui d'en motiver le montant en cas de contestation. En cas d'abus dans la fixation du prix, le juge peut être saisi d'une demande en dommages et

intérêts. 役務提供契約において、履行前に当事者の合意がない場合、価格は債権者により定めることができる。価格について異議がある場合、債権者が正当理由を証明する。価格決定において濫用がある場合、裁判官に損害賠償の訴えを提起することができる。

2 3箇条の特徴概観—大統領への報告書と旧民法典, 2015年プロジェクトの対比—

まずこの3箇条を制定した立法趣旨について立法者の見解をフランス大統領宛にまとめた報告書（以下、報告書とする）⁽¹⁰⁾から探してみたい。1164条と1165条は旧法下では規定がなく新設規定であり、1163条は旧民法1129条と1130条を基本的に受け継ぐ規定として捉えることができる。契約締結時における対価の確定性（対価が確定しているか、もしくはその確定可能性）をめぐる問題は、旧民法1129条の対価への適用の是非という解釈問題として長きに亘り議論が展開されてきた⁽¹¹⁾。枠契約と役務提供契約については、契約締結時における対価の確定性を求めない趣旨の規定として捉えることができるが、1163条2項、3項⁽¹²⁾（旧1129条）との関係で見ると、1163条が原則で1164条と1165条がその例外をなすものとして体系的に理解すべきなのか—すなわち原則は価格の確定性を求めるのか—という問いが真っ先に思い浮かぶが、このことについて報告書では言及していない。

新設の1164条はいわゆる枠契約において、その契約締結時における価格の確定性を求めず、締結後の各個別契約において当事者の一方が一方的に対価を確定することができる旨の合意の有効性を認めている。一見すると、1995年の4つの破毀院判決を条文化したもの

と捉えることができ、報告書でも1995年以来蓄積されてきた判例準則を条文化した旨述べられている。

役務提供契約関する1165条についても、枠契約と同様に破毀院判決で認められてきた準則を立法化したものであると報告書では述べるとともに、履行の前に当事者が対価を定めていない場合は金銭債権の債権者（役務提供者）が一方的に対価を決めることができることを定めたとしている。

次に、上記3箇条に対応する2015年プロジェクト規定を紹介する。

プロジェクト1162条 1項 L'obligation a pour objet une prestation présente ou future. 債務は現在または将来の給付を目的として持つ。
2項 Celle-ci doit être possible et déterminée ou déterminable. 債務は可能でありかつ、確定しているか確定可能でなければならない。

3項 La prestation est déterminable lorsqu'elle peut être déduite du contrat ou par référence aux usages ou aux relations antérieures des parties. 給付は、それが契約から、または契約当事者の慣習あるいは以前の関係から、推測することができる場合は決定可能である。

プロジェクト1163条 1項 Dans les contrats cadre et les contrats à exécution successive, il peut être convenu que le prix de la prestation sera fixé unilatéralement par l'une des parties, à charge pour elle d'en justifier le montant en cas de contestation. 枠契約および継続履行契約において、給付の価格は契約当事者の一方が一方的に定めると合意することができる。価格に異議がある場

合、その決定当事者が金額の正当性を証明しなければならない。

2項 En cas d'abus dans la fixation du prix, le juge peut être saisi d'une demande tendant à voir réviser le prix en considération notamment des usages, des prix du marché ou des attentes légitimes des parties, ou à obtenir des dommages et intérêts et le cas échéant la résolution du contrat. 価格の定めにおいて濫用があった場合、特に慣習や市場価格、あるいは当事者の合理的な期待を考慮した価格の修正の試みの、あるいは損害賠償の、場合によっては契約の解除を求める、訴えを裁判官は受けることができる。

プロジェクト1164条 Dans les contrats de prestation de service, à défaut d'accord des parties avant leur exécution, le prix peut être fixé par le créancier, à charge pour celui-ci d'en justifier le montant. A défaut d'accord, le débiteur peut saisir le juge afin qu'il fixe le prix en considération notamment des usages, des prix du marché ou des attentes légitimes des parties. 役務提供契約において、履行の前に当事者で合意がない場合、価格は債権者により定めることができる。その者が金額の正当性を証明しなければならない。合意がない場合、とりわけ慣習や市場価格あるいは当事者の合理的な期待を考慮し裁判官による価格確定の訴えを、債務者は裁判官に提起することができる。

ここでは、最終的な改正法規定と2015年のプロジェクトとの間で、文言上異なるところを箇条書き的に列挙し両者の相違を確認してお

きたい。なお、債務の確定可能性について定めるプロジェクト1162条については、新法規定1163条と異なるところはない。

まず枠契約に関する両者の相違であるが、プロジェクト1163条は、その適用対象となる契約について、枠契約に加えて継続履行契約も加えているが、新法では枠契約のみを対象とする規定となっている⁽¹³⁾。価格決定権者においてその決定に際し濫用がある場合は、裁判官が価格の修正を行うことができることをプロジェクトでは規定するも、新法ではそのような趣旨の規定は存在しない。

次に役務提供契約に関するプロジェクト1164条では、契約当事者間で価格の形成に至らなかった時は、事実審裁判官が価格を決定することができる旨定めるが、新法ではこのことについての言及はない。新法では価格決定権者の権限行使における濫用行為に対して損害賠償請求ができると定めるが、プロジェクトではこの点について言及されていない。

二 対価の確定方法に関する規定方法

1 枠契約に関する規定の解釈

枠契約における価格の確定性問題は、1995年12月1日の大法廷判決でその準則が形作られた。①旧1129条は対価の確定には適用されない、②合意（枠契約）において、後続する契約（個別契約）を締結することが予定されている場合、合意時（枠契約締結時）におけるそれら後続する契約の対価不確定は、特別な規定がない限り、その合意（枠契約）の有効性に何ら影響を及ぼさない、③対価の確定において濫用があった場合には解約（résiliation）もしくは賠償のみを主張するこ

とができる、と破毀院は宣言した。前述した報告書の内容からすると、1164条はこの大法廷判決が確立した準則を強く意識しているが、判例準則をそのまま立法化したとみることが早計である⁽¹⁴⁾。まず、1164条の文言上、枠契約の締結時に一方当事者に対価の決定権限が与えられることを当事者間で合意していなければならない⁽¹⁵⁾。

枠契約締結時における合意の必要性

1164条を、文理的、体系的にみると、価格の確定方法が定められていなくても契約は有効であるとまではしておらず、一方当事者による価格の確定を認めているに過ぎない⁽¹⁶⁾。すなわち、役務提供契約に関する1165条では明確に価格の決定方法について当事者間で取り決めがない場合を想定した規定であるのに対して、本条ではそのようなケースを想定した規定が欠落している。そして、1164条で対象とするのは一方当事者による価格決定の当否なのである。このことからすると、価格の確定方法についてなんの取り決めもない場合の帰結については、直接的に述べていないことになる。ただし、体系的な理解をするにあたって、1163条2項、3項が定める給付の確定性に関する規定の適用範囲のとらえ方次第で1164条の持つ意味ががらりと変わることになる。具体的には、1163条2項、3項は給付 (prestation) の確定性を求めているが、この「給付」概念に対価を含めるかが問題となるのである。含めるということであれば、対価は原則として同条が求めるプロセスのもとで確定可能性が要求され、その例外則が1164条ということになる。含めないとすれば、契約の有効要件として、対価の確

定可能性は不要ということとなる。後者の理解を採ると、1995年の破毀院大法廷判決を踏襲することとなる。改正法の文言上および報告書は、残念ながら1163条の対価への適用について明言していない。改正法の理解について学者サイドでも見解が真っ二つに分かれており、消えかかった火が再び勢いを増すように、議論が再燃する様相を呈している。

J. MOURY⁽¹⁷⁾は、対価の確定に関する改正法規定群に関する論考において、対価の確定性を契約一般の有効要件として求めることに強く反発する。確かに契約締結段階で価格の確定性を求めることにより、両当事者が望む均衡を正確に映し出すことができることは間違いなく、価格に関する紛争を回避するためには最良のルールであるが、1995年の大法廷判決により採用された流れは経済的効率 (efficacité) への心配に対処したものであり、改正に向けた大志であると声高に主張する。そして1164条と1165条については、二つの契約のカテゴリーに対してあり得る法整備を提供したに過ぎないものであるとして、3つの条文の相互関係を捉えている。

これに対して1164条と1165条を例外則として捉え、1163条は原則を定めた規定であるという理解も有力に主張されている。一般規定である1163条は、なんの修飾語も付けずに単に「給付」という用語を用いているに過ぎず、給付の目的により区別しているわけではない。代金や賃料といった金銭債権も給付の目的であることに変わりがなく1163条のルールは、契約の性質を特徴づける給付と、それに対する対価の支払い給付とを同様のルールに服させることになる⁽¹⁸⁾。1995年の破毀院大法廷判決で示された旧1129条の対

価への適用否定見解は行き過ぎであると評価し、枠契約について切望された準則が特別規定として新設された今、かつての原則に戻り当事者による価格の確定性原則を回復させるべきであるとする。

結論として、価格の確定方法についてなんの取り決めもない場合の帰結について、1163条を価格確定性に関する原則規定として捉えると、この場合、価格の目的不確定、あるいは契約内容の欠如となり、無効となる⁽¹⁹⁾。それに対して原則対価確定不要ルールを前提とすると、黙示の合意あるいは当事者間の慣習（実質的には金銭債権の債権者：物品あるいはサービスの提供者による確定）による一方的決定を容認することになるであろう。

2 役務提供契約に関する規定の解釈

委任契約および請負契約において構築されてきた報酬額決定準則として、フランスでは以下の二つの判例法理が確固たる地位を築いてきた。すなわち、まず報酬額の確定方法について、報酬の正確な額に関する事前の意思の合致は、請負契約においては本質的要素ではないとして、当事者が報酬額を契約締結時に確定させることをもって契約の有効要件とはしない。そのことから報酬額が未確定の場合は、事実審裁判官が諸事情を勘案して決定することができるとし、契約当事者による価格不決定を根拠として、裁判官に報酬額の決定権限を認める（第1準則）。次に、報酬額が実際に提供されたサービスに見合わないものであった場合に、裁判官は報酬の減額をする権限を有する⁽²⁰⁾（第2準則）。第2準則に対する改正法の考え方については、「三 対価の確定に対するコントロール」で検討する。

まず前者の判例準則に関する改正法の内容をそれと関連する議論とともにここでは見ていくことにする。

1164条で定める枠契約においては、条文上、契約締結時に価格の一方的決定権限を一方当事者に付与する旨の合意を要していたのに対し、役務提供契約については、1165条によると、そのような合意自体がなくても契約は有効である。しかし、それに加えて判例準則によると価格の確定方法を契約締結時に確定していなくても（対価の確定可能性の欠如）、裁判官が最終的な価格を確定することができるとしていたのと対照的に、改正法1165条では、その場合には債権者（役務提供者）が対価を確定することができることと定め、裁判官の権限については条文上明記されていない。改正法規定をめぐっては、そもそも役務提供契約（les contrats de prestation de service）とはいかなるカテゴリーの契約類型なのか（1）、および、判例準則で認めていたこの裁判官の対価確定権限の存否（2）をめぐり学説において意見の一致を見ない状況にある。

（1）役務提供という概念

1165条が定めるルールの元となる判例準則は、委任契約、あるいは請負契約として性質決定される契約を対象として構築されてきたものである。それに対して改正法が同条の適用対象とする契約群は、「役務提供契約」である。同概念は消費法規定や競争法規定において、あるいは学術用語として用いられているが、そこにおいて対象とする具体的な契約は、本条の結実に貢献した委任、請負よりも広範囲に亘る。改正法中にこの役務提供契

約を定義する規定がないため、1165条の対象となる契約類型の範囲が不明確であり、同概念の輪郭を確定することが求められるところである。

ところで、実は民法典中において、役務提供契約という用語は唯一、旧1369-4条（新1127-1条）で使われている。同規定は電子的手段を用いた契約に関する規定群中に存在する。電子的手段を用いて業として商品⁽²¹⁾を供給（la fourniture de biens）する、あるいは役務を提供（la prestation de services）する者⁽²¹⁾は、提供される契約条項を相手方が保存し、複製できる状態にしておかなければならない旨定める。消極的な定義付けをするならば、商品の供給以外の給付がすべて役務提供概念に包摂されることになる。しかし、1165条の制度趣旨は、契約締結の時点において給付内容の程度や有用性を把握することができないという特徴があるがゆえに、契約締結時点での対価の不確定を容認するところにあることを考慮すると、本条の「役務提供」は限定された概念として理解することが合理的であり、このような見方が大方を占める⁽²²⁾。

(2) 裁判官による対価決定の可否—鑑定人としての役割の終焉？

判例準則では、契約締結時における価格の確定を求めないことかわりに、事実審裁判官による価格の確定を認めてきた。1165条はこの準則の適否について沈黙しているのであるが、このことをいかに評価するべきかが問題となる。この判例準則は否定されたことになるのであろうか^{(23), (24)}。報告書において、判例法理を確立することを望むと明言していることを受けて、たとえ明文化されずともこ

の判例準則が否定されたことにはならないと立法者見解を解釈する見方⁽²⁵⁾もある。しかし、その一方で、この準則について条文、報告書ともに何ら言及がなされていないことは、すなわち旧法との断絶を意味するものであり、同準則に触れることなく判例準則を踏襲する趣旨の規定であると説明する報告書は、判例を正確に理解していないと痛烈に批判するコメント⁽²⁶⁾も出されている。報告書の記述内容から立法趣旨をひもとく試みはいまいち説得力を有するとは言いがたい。

そこで、判例準則として確立された裁判官による対価の確定が何を最終的に実現しようとしていたのかを省察することで、1165条の適用場面を限定的に捉え、判例準則を保持する試みをするものがある⁽²⁷⁾。すなわち、この準則が意味を持つ場面は、契約締結時であろうが契約履行時であろうが、なされる給付の価値（範囲）を正確に把握することが困難な取引において、契約当事者間で価格の合意形成に至らなかった場合であり、価格決定に向けた交渉の決裂後の最終裁定者の役割を裁判官が担うのである。このような場合に、裁判官は給付間の均衡を制御する役割を担っていたのである。これに対して1165条では、価格決定について役務提供者に濫用があったこと—価格と給付との間に著しい不均衡がある—を要件として、価格確定における濫用行為に対するサンクションとして損害賠償請求権を対価支払義務者に付与している。すなわち、新民法典では、価格決定における確定権者の濫用行為を抑止することを目的とした規定であると限定的に解釈するのである。

これに対しては、このような志向とは対照的に、2015年プロジェからの流れを無意識

的なものとして捉えずに戦略的意図を持った修正であるとの見方を示すものがある。すなわち、2015年プロジェでは前示のとおり、確かに裁判官による価格の確定権限を定めていたにもかかわらず、2016年のオルドナンスでは結局定められなかったことから、裁判官に同権限を認めないことの積極的な意思表示を見て取ることができるのである⁽²⁸⁾。立法措置により古来の伝統的解決法に終止符を打ち、枠契約規定と歩調を合わせ、債権者が単独で対価を決定し⁽²⁹⁾、その価格に対して異議が出されたときには弁明し、価格決定に濫用がある場合には司法的コントロールに服する、という新しいシステムを採用することを宣言したと捉えるのである⁽³⁰⁾。

いずれにして、1165条は、債権者が適切な価格 (un prix juste) を示さなかったことに対する非難ではなく、契約的特権の利用において濫用があったことを非難することを目的とした規定として機能することとなることでは、理解が一致する。

—対価決定のプロセス—

ところで、契約締結時に対価の確定性を契約の有効要件として求めない役務提供契約において、いかなるプロセスを経て最終的な対価が確定されていくのかについて、考え得るパターンを列挙してみたいと思う。

- ①対価は契約締結時に当事者の合意により確定しているケース。
- ②契約締結後、履行完了前に対価支払義務を負う者が提案した金額を役務提供者が合意したケース。
- ③契約締結後、履行完了前に役務提供者が提案した金額を対価支払義務を負う者が合意

したケース。

- ④契約締結後、当事者間で対価の交渉が行われたが、履行完了後の段階においても、未だに金額の合意がないケース。

- ⑤履行完了後に、金額の交渉が行われたが、交渉が決裂したケース。

が考え得るパターンである。判例の第2準則によると、①②③については、なされた役務と合意された対価間の均衡が著しく失っている場合に、裁判官による対価の修正が許されている。④⑤については第1準則に基づき裁判官が報酬額を確定することができる。それに対して改正法1165条をあてはめる(先走って効果論も合わせて見てみる) と、①については言及なし。②については言及なし。③については1165条が定めており、価格決定に際し決定者に権限濫用が認められる場合、その者は損害賠償義務を負う。④については、1165条が役務提供者に特別に(枠契約の1164条と異なり)法定の対価決定権限を付与し、同人が提案した対価に確定するも、確定に際し同人に権限濫用が認められる場合は損害賠償義務を負う、と解するのか(ア)、それとも同人が対価を示すも、相手方がそれに不服であれば対価は確定しない、と解するのか(イ)、釈然としない。①②については判例の第2準則の出番があるのか、④については(ア)のように運用するのであれば判例の第1準則の出番はなさそうである。(イ)だと対価が確定されていないので第1準則を用いざるを得ないように思われる。⑤ケースに対して1165条を適用し、役務提供者の提示した金額に拘束されるとの見解を採ると、履行完了後の価格決定であるため当事者は、それに無条件で拘束されることとなり妥当で

はない。⑤ケースの場合も第1準則の出番がありそうである。

最後に、一つのあり得る見方として、F. LABARTHE⁽³¹⁾の本条の読み方を紹介しておく。同氏は、判例準則は委任あるいは請負として性質決定できる契約を対象に確立されてきた。それに対し改正法は、商品の供給以外の役務提供契約に適用されることを定める。そこで、委任、請負を含めて広く役務提供契約と捉えることができるもので、かつ、契約締結時に当事者の合意による価格決定が求められていないものについては、本改正法を適用することができ、委任、請負については判例準則が引き続き適用される、と捉えることも一つの見方として可能であろうとする（委任、請負契約については判例準則を選択した方が有利であるが）。

三 対価の確定に対するコントロール

1164条と1165条は、一方当事者により確定された対価に対して、対価支払義務を負う当事者がその額に異議を唱えた場合の解決法を定める。まず、大統領に提出された報告書が述べる制定趣旨を紹介し、それに関する評価を考察する。

両規定に共通することとして、弁明義務(1)を価格決定者に課している。確定した対価に対して異議が申し立てられた場合、対価確定者はその額について弁明(motiver)しなければならない。報告書では、弁明義務とは、契約両当事者の予測という見地から価格がどのように算出されたのかを説明することであるとされている。

1164条の枠契約規定では、対価確定において濫用(2)がある場合、損害賠償の請求か契約の解除を対価支払義務者は行うことができ、この点については従来の破毀院判決を踏襲するものであると報告書では説明する。

1165条の役務提供契約については、価格決定権限を有する役務提供者がその権限行使を行使するあたって濫用(2)が認められる場合に、対価支払義務者はそれにより被った損害の賠償を請求することができるものと定める。しかし、従来判例準則が認めてきた報酬額の減額請求あるいは裁判官による対価の修正については何ら言及がない。それに対し、2015年プロジェクトでは、判例準則を踏襲し、役務提供者が示した額に不満である場合は裁判官による価格の確定(価格の修正)を求めることができるという規定を提案していたことは前述のとおりである。

1 弁明義務(motivation)

一方的な価格決定権を持つことの見返りとしてその決定権を持つ者に弁明義務を定めた規定であり、裁判官によるコントロールを助ける機能(濫用の有無の有力な判段材料)を有する⁽³²⁾。もともと金銭債務者による弁明の求めを受けて価格決定権者は弁明をすればよいのであり、常に個別契約を結ぶたびに弁明しなければならないとすることは過度なストレスを決定権者にかけることになるとする。したがって書面による弁明が原則として求められるが、一定程度契約関係が継続していて、ほぼ一定の価格により反復的な取引がなされる場合は、書面は不要である⁽³³⁾。弁明の求めに対して回答をしないなどの不誠実な態度をとった場合、権限の濫用の疑いがかけられる

危険性がある。

何を弁明するのか（弁明を求める趣旨は）？

1164条の構造からすると、価格決定権限の濫用が無いことの証明に資するものであることが求められる。適正な価格あるいは、均衡のとれた価格に確定する債務に弁明義務の内容をすり替えることは行き過ぎであるとする⁽³⁴⁾。

訴訟手続きにおいて弁明義務が果たす機能としては、これにより権限濫用の有無に関する証明責任が転換されるのかが一つの問題となる。すなわち金銭債務者による弁明の求め→弁明→濫用を根拠とする訴え提起、という流れが想定されるところ、弁明を誠実に行ったこと、および、濫用がなかったことを価格決定権者が証明することとなる⁽³⁵⁾との指摘がある一方で、弁明のあるなしは、濫用の存否の認定を容易にする作用を有するが証明責任は転換しない⁽³⁶⁾というコメントもあり、後者が有力のようである。

2 対価決定権限の濫用に対するサンクション

(1) 枠契約

[1] 濫用の意義

対価決定権限を有する者の権限行使において濫用が認められる場合、金銭債務者は損害賠償の請求もしくは契約の解除を主張することができることを1164条では定める。もっとも、同条では濫用の定義について何ら言及がなく、その内容が解釈上問題となる。濫用の客観的視点（市場価格からの乖離の程度）と主観的視点（フォート）を考慮してその存否を認定していくことになる⁽³⁷⁾。もっとも、市場価格からの乖離が著しく受け入れがたい

条件であるのならば、枠関係から離脱し、その他の者と新たな契約関係を構築することで対処できるのであるから、本条は、枠契約関係への強制的拘束状態に陥っているかどうかを濫用の有無を判断する上で、そもその前提として重要な要素として見逃せないとするコメントが散見される⁽³⁸⁾。加えて、本条をレジオンの例外則を宣言した規定ではないと捉えるのであるならば、決定者の行為態様における不当さを問題とし、決定権を託した者の合理的期待を裏切るようなかたちでの権利行使は許されない⁽³⁹⁾。

[2] 権限濫用に対するサンクション

2015年プロジェクトでは、裁判官による価格の修正を価格決定の濫用に対するサンクションの一つとして上げていた。同手段は枠契約に関する判例準則として認められてきたものではなく、ヨーロッパにおける各種契約原則からの影響によるものである⁽⁴⁰⁾。しかし、1168条⁽⁴¹⁾でいわゆるレジオンは特別規定がない限り認めない趣旨の規定が設けられ伝統的な考えが踏襲されたことにより、適正な価格を措定することは契約一般法の求める原理と矛盾するものであり、したがって裁判官による価格の修正は認められないと評する意見が有力である⁽⁴²⁾。判例準則としてその適用事例を積み上げてきた後述の役務提供契約とは異なり、枠契約では、同サンクションについて判例実績がないことから、法で明文化しない限り、同サンクションを法解釈から導き出すことは困難である⁽⁴³⁾。

1164条で認めているサンクションは損害賠償と解除である。いずれも契約不履行責任に対するサンクション(1217条⁽⁴⁴⁾)でもあり、

本条との関係が問題となる。問題としているこの場面で履行の強制を認めるということは、すなわち、濫用がなければ設定されたであろう価格による取引関係の継続を意味する。裁判官による価格の修正を認めないという立場をとるのであるならば、履行の強制という手段は採用できないとすることが説得的である⁽⁴⁵⁾。不履行の抗弁をめぐっては、濫用が認定され損害賠償あるいは解除の主張が認められるまでの期間について価格決定者から示された額の支払を拒むことができるか、というかたちで問題が顕在化する。価格決定者の不払い（財産状態の変化により損害賠償金を支払う資力が欠乏する）の危険をどちらの当事者が負担するべきかという観点でこの問題を捉えると、この危険は価格決定者が負担するべきものであり、不履行の抗弁は認めるべきであるとの指摘がなされている⁽⁴⁶⁾。損害賠償の内容については、濫用行為に対する責任の追及が問題となっていて、かつ、裁判官に契約の修正を認めないとの立場を採るのであるならば、市場価格相当⁽⁴⁷⁾か受忍しがたい超過部分（適正価格との差額ではない）となる⁽⁴⁸⁾。

(2) 役務提供契約

[1] 濫用の意義

判例準則は給付間の不均衡という客観的状況を是正する機能を担っているのに対し、1165条は対価決定者の価格決定における権限濫用行為を非難することを目的とする。したがって文理的には、判例準則と1165条との間には相互に関連性がなく、それぞれが異なる次元の問題であると理解することも可能なように思われる。なお、2015年プロジェクトは、

判例の第1準則を明文化しているにとどまり、価格決定者による不適切な価格決定行為に対していかなる要件のもといかなる対抗手段が対価支払義務者に用意されているのかまでは定めていなかった⁽⁴⁹⁾。改正法が定める濫用を要件とした価格の制御というシステムについては、濫用の証明が訴え提起者にとっては難しくなるであろうというコメント⁽⁵⁰⁾もあれば、役務提供契約における価格決定の「濫用」は、請求金額と実際に提供された役務との比較により評価される⁽⁵¹⁾とコメントするものもあり、突如現れた1165条における「濫用」の解釈については、実際の運用の蓄積を待つしかないところもある。同規定の趣旨（大統領報告）から、役務が提供された後に請求金額を受諾した場合、および、高額で合意し、役務が提供された後、同金額を支払ってしまった場合は、本条が定める濫用を根拠に何らかのサンクションを求めることはできない⁽⁵²⁾。

[2] 権限濫用に対するサンクション

2016年10月から施行されたオールドナンスにおいて示されたサンクションは損害賠償のみであったが、その後2018年4月に可決された追認法では修正が施され、契約の解除が加えられた。

損害賠償の内容としては、実質的には代金減額であると評するものもあるが⁽⁵³⁾、対価決定者の権限濫用に対するサンクションであることからすると、実質的に価格の修正的機能を担う代金減額（濫用的価格と適正価格の差）とは性質が異なるものであると捉える⁽⁵⁴⁾方が、システムとして一貫性がある。裁判官による対価の修正権限の存続問題については、

既述のとおり、1165条の「役務提供契約」概念の広狭、同条が対象とする場面を限定するか、判例準則2とは全く異質の規範を1165条は新設したと捉えるのか⁽⁵⁵⁾、といったことの精査を経ずして回答を導き出すことができるものではない。

むすびにかえて

フランスにおける対価の確定をめぐる議論は、1995年の大法廷判決を受けて、契約成立時点での対価確定不要+一方当事者による一方的決定+価格決定権行使における濫用に対する制御、という方向性で収束に向かうかに見えた。しかし、今回の改正は原則として対価を含む給付は、契約締結時に確定する必要があるという伝統的見方を復権させたものと評価することが可能であり、前述したように消えかかった火が再び燃え上がるかのごとくである。

一方、委任や請負を中心に確立された判例準則についての評価も難しい。「役務提供契約」という概念は様々な具体的契約を取り込むことができるいわば開かれた概念である。1165条の規範に服する契約の外輪が不鮮明であることに加えて、委任や請負については、今後も判例準則が適用可能か判然としない。いわゆるユニラテラリズム(unilatéral)の潮流のなかで、その流れに乗った規定であることは間違いないであろう。なお、同国の弁護士法(1971年12月31日の法律・n°71-1130)では、判例準則1のような裁判官に価格確定権限を認める規定が存在していたが、いわゆる「マクロン法」に基づく同法改正により、その規定は姿を消したことも注意しなければ

ならない。

注

- (1) 2006年に公表されたカタラ草案から議論の火花が切られ、テレ草案、いくつかの政府準備草案、2015年のプロジェを経て、2016年のオールドナンスにより結実した。
- (2) 国の基本法である民法典の大部に渡る改正が、オールドナンスにより遂行されることに対しては、その是非が問われている。国会への追認法案が提出されるも、なかなか審議対象とされず、政権交代をまたいで2018年4月に同法案の修正を伴いつつ可決された。追認法は同年10月1日から施行される。
- (3) 一方当事者が自由裁量で価格を確定するという場合はもちろんのこと、広く、一方当事者が用意する料金表(独自の計算式にあてはめて単価を算出する)や、中立性が疑われる料金表により算出される対価を含む。
- (4) 本稿における新旧民法規定の条文表記について、改正前の規定については条文番号を旧民法〇〇条と表記し、改正後の新規定については条文番号のみを示し、今回改正対象とされていない債権法規定も条文番号のみを示す。
- (5) 1995年判決前までの判例、学説の展開について、中田裕康『継続的売買の解消』264頁(有斐閣、1994年)、1995年判決の検討を中心とした論稿として馬場圭太「代金未決定の契約の有効性」『判例にみるフランス民法の軌跡』(法律文化社、2012年)147頁以下、榎契約の構造に関しては、野澤正充「有償契約における代金額の決定(1)(2)―契約の枠とその具体化」立教法学50号186頁以下、同51号1頁以下を参照。
- (6) 拙稿「役務提供契約における報酬の決定とその修正に関する序論的考察」三重大学法経論叢32巻1号53頁以下。
- (7) もっぱら対価について定めた規定ではないが、その適用にあたっては、対価的な不均衡がその成否の判断要素となりうる規定として、経済的強迫と予見理論を条文化した規定が、今回の改正で新設されている。本稿では、必要な範囲でこれら

についても言及することにする。経済的強迫の規定は、契約の有効要件の一つである同意の存在に関する規定群中に強迫の一類型として配置されている。1143条「一方当事者が相手方当事者の依存状態 (l'état de dépendance) を濫用し、そのような束縛がなければ承諾しないであろう負担を相手方に課し、それにより明らかに過度な利益を獲得する場合も、強迫がある」。不予見理論については、当事者間における契約の効力に関する規定群の1195条で以下の湯に定める。1195条「1項契約締結時に予見できない事情の変更が、その危険の負担を受任していない当事者の一方に過度な負担の履行を行わせることになった場合、その者は相手方に契約の再交渉を申し出ることができる。契約交渉中はその債務の履行が継続される。2項 再交渉が拒絶または失敗した場合、当事者で決めた日時と条件のもとで、契約両当事者は契約の解除の合意をすることができる。あるいは、両当事者は合意のもと裁判官へ解除要件の調整を求めることができる。合理的な期間に合意がない場合、裁判官は、一方の当事者の求めに応じて、日時と条件を確定して、契約の修正または終了をすることができる。」

- (8) 契約の有効要件として、1128条では、当事者の同意、契約締結能力、適法で確かな内容、の3要件を挙げている。旧法1108条では目的とコースがそれぞれ要件としてあげられていたが、今回の改正で目的とコースが適法で確かな内容という要件に集約された。コースについては単純に集約されたというよりも、むしろ同概念を根拠に構築されてきた諸規範が分解され適切な場所にそれぞれ移動したと表現する方が適切である。
- (9) 契約不履行に関する規定群の全体像は以下のようにになっている。まず1217条で契約不履行に際して債権者が講じることのできる手段リストを列挙する。履行の拒絶、履行の強制、代金減額、解除、損害賠償の順番で列挙され、この順番で各個別制度ごとにルールを定めている。代金減額は履行の強制規定に続き、1223条の1つ条文がその内容を定める。
- (10) Rapport au President de la Republique relatif

a l'ordonnance no 2016-131 du 10 fevrier 2016 portant reforme du droit des contrats, du regime general et de la preuve des obligations, JO, fevrier 2016. オルダナンスとしての性格を法律に変えるためには、追認法案が議会で可決されなければならない。追認法案をめぐる議会での審議において各規定の制度趣旨が正確に理解されるために、立法担当者がその制度趣旨をまとめたものが、大統領への報告書である。cf O. DESHAYES, T. GENICON, Y-M. LAITHIER, Réforme du droit des contrats, du régime général et de la preuve des obligations, commentaire article par article, LexisNexis, 2016, p. 13.

- (11) 馬場, 前掲注 (5)。
- (12) 2015年のプロジェ 1162条2項, 3項も同様の内容を定める。
- (13) 報告書では、枠契約については、価格確定に關する1995年12月1日の4つの破毀院大法廷判決がその後の同種事案に対する先例的価値を有するものとして位置づけられ、実務においても受け入れられた成果としている。あらゆる契約において一方的な価格決定が許されてしまうことに対する虞から、このメカニズムが特に重要であるとみとめられる枠契約についてのみその適用対象を限定する趣旨であるとの見解を示している。
- (14) 改正法は1995年判決の基本的な判断枠組みを維持しつつ、同判決で示された準則の偏りをなくしバランスを取り戻させたと評するものとして、O. DESHAYES, T. GENICON, Y-M. LAITHIER, op. cit., p. 269.
- (15) 1164条が想定するケースとして考えられるのは、①価格は契約当事者のどちらか一方が決定すると合意する場合も想定しうが、このような事態はほとんどないであろう。それに対して②より現実的なケースは、枠契約締結時に後続する契約の価格を確定する権限を有する者を決める場合である。配給枠契約に見られるように、確定時に有効な料金体系に従うとする条項に基づき、金銭債権者が決定するケースが多いであろうと指摘するものとして、Jacques MOURY, La détermination du prix dans le «nouveau» droit des contrats, D.

- 2016, p. 1015, n° 13。
- (16) O. DESHAYES, T. GENICON, Y-M. LAITHIER, op. cit., pp. 270-271.
- (17) Jacques MOURY, La détermination du prix dans le «nouveau» droit des contrats, D. 2016, p. 1014, n° 3 ~ . C. GRIMALDI も、立法者意思は1995年の大法廷判決から現在に至る流れを遮断することにはないとの見方を支持する (La fixation du prix, RDC, 2017 p. 559, n° 6)。なお, C. GRIMALDI は、右論稿において、対価の決定方法とその法的機能として、以下の5つのヴァリエーションがあると類型化し、一番自由であり、改正法の解釈として望ましい類型はモデル4であるとの意見である。1163条を対価にも適用するとの解釈を採用するとモデル1になり、もっとも自由度がない類型を選択することになるとする。モデル①価格の確定は契約の有効要件である。既に確定しているか、一方当事者の意思に依存することなく確定する方法が予定されているか、が必要。モデル②価格の確定は契約の有効要件である。既に確定しているか、一方当事者の意思への依存は重要ではなく、確定する方法が予定されているか、が必要。ex. 価格カタログ条項 (clause prix-catalogue) モデル③価格の確定は契約の有効要件ではない。契約締結時に価格が確定されていなくとも、両当事者の合意もしくは第三者により価格は後日確定される。契約締結時に価格の確定方法が予定されている場合、その方法は一方当事者の意思にかからしめてはならない。モデル④価格の確定は契約の有効要件ではない。契約締結時に価格が確定されていなくとも、両当事者の合意もしくは第三者により価格は後日確定される。契約締結時に価格の確定方法が予定されている場合、その方法は一方当事者の意思にかからしめることができる。モデル⑤価格の確定は契約の有効要件ではない。契約締結時に価格が確定されていなくとも、一方当事者により価格は後日確定される (op. cit., n° 3)。
- (18) François CHÉNEDÉ, Le nouveau droit des obligations et des contrats, consolidations-innovations-perspectives, Dalloz, 2016, n° 23-231, Muriel Fabre-Magnan, Droit des obligations, T. 1, PUF, 4e. éd. 2016. p. 432, Alain BÉNABENT, Droit des obligations, LGDJ, 15e. éd., 2016, n° 162,
- (19) O. DESHAYES, T. GENICON, Y-M. LAITHIER, op. cit., p. 269.
- (20) 拙稿, 前掲注 (6)
- (21) この規定の趣旨からして、商品の提供以外のあらゆる給付を含める概念として捉えるべきであろう。
- (22) O. DESHAYES, T. GENICON, Y-M. LAITHIER, op. cit., p. 278。反対に、本立法により適用範囲が役務提供一般に拡張されたと評するものとして, P. SIMLER, Commentaire de la réforme du droit des contrats et des obligations, LexisNexis, 2016, n° 38; J. HUET は、契約締結時に給付内容の拡がりを確定することが困難な契約に関する規範を確立することが本条の趣旨であることに鑑み、「役務提供契約」という文言ではなく、「契約締結時に給付の範囲を確定することが難しいか、不可能な契約」という文言に変更するべきであると提言する (Proposition de modification de l'article 1165 du Code civil: utiliser une formule permettant de comprendre dans quels cas on admet qu'il n'y a pas d'exigence de fixation du prix lors de l'accord des parties, RDC, 2017, p. 183.)
- (23) 否定的な見解として, A. BÉNABENT, n° 162 ただし同氏は1165条が定める損害賠償は実質的に代金減額であるとする。
- (24) 2015年プロジェクトでは、報酬額について合意がない場合に裁判官が確定することができるという規定案を示していたことは前示のとおりである。同プロジェクトにおいては、枠契約 (加えて継続的履行契約も) においても裁判官による価格の改定を認める規定案を提示していた。そこで、枠契約と役務提供契約に共通するこの権限の正当化根拠を見いだそうとし、一方当事者に価格の決定権限を付与する特権には、その権限行使に濫用があったり、価格の合意に至らなかった際には、裁判官による修正あるいは確定という権限拡張が相伴うことになる、と説明するものとして Y-M. LAITHIER, Dispositions relatives à la validité du contrat, in

- La réforme du droit des contrats: du projet à l'ordonnance, Dalloz, 2016, p. 37.
- (25) François CHÉNEDÉ, *op. cit.*, n° 23-222.
- (26) C. GRIMALDI, La fixation du prix, RDC, 2017, p. 560, n° 12.
- (27) Gwendoline LARDEUX, Le contrat de prestation de service dans les nouvelles dispositions du code civil, D. 2016, pp. 1663-1664.
- (28) O. DESHAYES, T. GENICON, Y-M. LAITHIER, *op. cit.*, p. 278-p. 279: 加えて、同書のコメントでは、同規定の新設は、単独主義 (unilatéralisme) の流れに同調するものであり、脱司法介入の意思の表れであると評する。
- (29) 価格を契約両当事者の合意により確定することができるのはもちろんである。合意時期は契約締結時、締結後履行前、あるいは履行後のいずれの時期でも可能である。
- (30) このようなとらえ方に対して、Muriel Fabre-Magnanは、もともと判例準則であり現在に至るまで条文を頼りにせず来たのであるから、今後もそのようなものとして存続させるべきと反論する (Droit des obligations, T. 1, PUF, 4e. éd. 2016, p. 433)。
- (31) Françoise LABARTHE, La fixation unilatérale du prix dans les contrats cadre et prestations des service, Regards interrogatifs sur les articles 1164 et 1165 du Code civil, JCP, éd. G, 2016, p. 1112.
- (32) François CHÉNEDÉ, *op. cit.*, n° 23-221.
- (33) O. DESHAYES, T. GENICON, Y-M. LAITHIER, *op. cit.*, p. 272. 同書では、戦略的に先手を打って債権者があらゆる異議にけりを付けるべく弁明書を交付することを薦める。
- (34) O. DESHAYES, T. GENICON, Y-M. LAITHIER, *op. cit.*, p. 271では、もっとも、濫用がなかったことを証明するもっとも効果的な方法は、決定した価格が適切・均衡であることであるが…と加えている。実際の取引において競争が激しい分野では、そのような状態が不適切な価格に対する抑止力になる。
- (35) Nicolas DISSAUX, Christophe JAMIN, Réforme du droit des contrats, du régime général et de la preuve des obligations, Dalloz, 2016, p. 61, v. commentaireC.
- (36) Cyril GRIMALDI, La fixation du prix, RDC, 2017, p. 562, Alain BÉNABENT, Les nouveaux mécanismes, RDC, 2016/hors-série, p. 19.
- (37) Françoise LABARTHE, *op. cit.*, p. 1112.
- (38) Jacques MOURY, La détermination du prix dans le «nouveau» droit des contrats, D. 2016, p. 1018, n° 26, Cyril GRIMALDI, La fixation du prix, RDC, 2017, p. 562, 本改正の目玉項目として注目すべき上位に位置づけられる、いわゆる経済的強迫に関する規定が新設された (1143年)。同規定も、レジオンの例外則ということではなく、同意の瑕疵の一類型として捉える。濫用的な価格の確定から逃れられない契約当事者の救済を、1143条は契約締結時点を受けもち、1164条は契約締結後、弱い立場に陥った者の保護を受けもつのである。
- (39) Jacques MOURY, *op. cit.*, p. 1018, n° 26. 同氏は、「合理的期待」の内容について、枠契約関係にあることで達成しようとした目標 (例えば、さらなる顧客の獲得) で捉えると、本規定の適用対象である各個別契約の不当性を判断することは難しいとする。各個別契約を締結するに際し、契約両当事者の均衡を考慮した対価を提示してくれるはずであるという期待の裏切りに注目すべきであるとみる。
- (40) Éric SAVAUX, Le contenu du contrat, JCP, suppl. au n° 21, 2015, p. 24, Jacques MOURY, La détermination du prix dans le «nouveau» droit des contrats, D. 2016, n° 18, n° 21.
- (41) 1168条では給付間の均衡は契約の有効要件ではないことを宣言している。旧法と異なりレジオン (lésion) の用語は用いていないが、実質的に同概念および機能を受け継いだものである。1168条 Dans les contrats synallagmatiques, le défaut d'équivalence des prestations n'est pas une cause de nullité du contrat, à moins que la loi n'en dispose autrement. 双務契約において給付間の不均衡は契約の無効原因ではない。ただし、法

- がこれと異なる定めをしている場合はこの限りではない。
- (42) O. DESHAYES, T. GENICON, Y-M. LAITHIER, *op. cit.*, p. 274. 適切な価格を債権者は設定しなければならないとすると、同義務違反に対する措置としては裁判官による介入（修正）が適切であるが、濫用的でない価格を設定する義務を負うのであるならば、その違反行為に対するサンクションは契約違反に対する救済手段である損害賠償とすること適切であるとする。
- (43) もっとも、Jacques MOURYは、濫用の影響を排除するもっとも満足のいく修復法であるとして、修正というサンクションの導入に賛成の立場を表明している。ヨーロッパの潮流に対する改正法の反発は、契約事項への可能な限りの裁判官の介入への恐れやフランス法の魅力に有害さをもたらす懸念が作用したものであるとする（*op. cit.*, n° 18, n° 21）。
- (44) 改正法1217条では、不履行の抗弁（自己の債務の履行の拒絶、あるいは、履行の延期）、履行の強制、代金減額、解除、損害賠償を契約不履行に対するサンクションのリストとして列挙している。
- (45) Cyril GRIMALDI, *La fixation du prix*, RDC, 2017, p. 563, O. DESHAYES, T. GENICON, Y-M. LAITHIER, *op. cit.*, p. 275.
- (46) O. DESHAYES, T. GENICON, Y-M. LAITHIER, *op. cit.*, p. 275.
- (47) Cyril GRIMALDIは、市場価格相当を請求できるとすることで、濫用的な価格設定に対して抑止的効果が期待できるとする（*op. cit.*, p. 563.）。
- (48) O. DESHAYES, T. GENICON, Y-M. LAITHIER, *op. cit.*, p. 276.
- (49) プロジェに対するコメントとしてE. SAVEAUXは、プロジェ 1164条の第2文は、役務提供者による価格の提案に対して、支払義務者の同意を得られなかった場合も含むものとして理解している。そして裁判官は価格を制御することができ、濫用がある場合は介入することができる、ということの本条2文では定めているとする。法文上、「濫用」という用語は用いられていないが、E. SAVEAUXが言うところの「濫用」が意味するところが判然としない。Éric SAVAUX, *op. cit.*, p. 24, n° 9.
- (50) Françoise LABARTHE, *op. cit.*, p. 1113.
- (51) 評価の視点として、提供された仕事の質、給付者の名声などが挙げられる。Cyril GRIMALDI, *La fixation du prix*, RDC, 2017, p. 562.
- (52) Cyril GRIMALDI, *La fixation du prix*, RDC, 2017, p. 562.
- (53) A. BENABENT, *op. cit.*, n° 162, T. REVET, *Le juge et la révision du contrat*, RDC, 2016, p. 379, n° 20.
- (54) G. CHANTEPIE, M. LATINA, *La réforme du droit des obligations*, *Commentaire théorique et pratique dans l'ordre du Code civil*, Dalloz, 2016, p. 344.
- (55) ここでG. LARDEUX（*op. cit.*, p. 1664）の論評を紹介しておく。「減額（réfaction）は、「報酬（honoraires）の原因となる」委任契約と請負契約において認められていることは既知の事実である」「もし、価格の司法的確定が民法の新規定により否定されるのであれば、裁判官による減額（réfaction）は、いわんや尋問台につくことになる。というのも、減額（réfaction）は、より根本的な契約への裁判官による介入と考えられるからである。」「価格の司法による減額の正当化（理由）は、実際に、裁判官による価格の確定を根拠づける理由と同じである：特に知的給付において、それらの真の価値の確定は、それが履行の前であろうと後であろうと難しい；それゆえに価値の確定は提供者側のあらゆる不正が可能な部分である。」